

日本ショパン協会
北海道支部
会 則

(2023.5 改定)

第1章 総 則

第1条 この会は、日本ショパン協会北海道支部（以下、本会と称する）と称し、国際的名称を The Frederic Chopin Society of Japan, Hokkaido Chapter とする。

第2条 本会は、フレデリック・ショパン協会国際連盟会員・日本ショパン協会の北海道における支部である。

第3条 本会は、事務局を札幌市中央区北3西1丁目1-1、「カワイ札幌」内に置く。

第4条 本会は、その目的・事業の推進の為に、地区委員会を置くことができる。

第2章 目 的

第1条 本会は、次の事を目的とする。

- フレデリック・ショパンおよびその芸術の理解と宣揚。
- 日本ショパン協会（以下、本部と称する）およびその各支部との相互交流により、互いに深い理解を図る。

第2条 本会は、前条の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- 例会、特別演奏会、公開講座などの開催。
- 北海道ショパン学生ピアノコンクールの実施。
- 本会主催以外の、フレデリック・ショパンの作品演奏会、その他、本会の目的に沿うものに対する後援、共催、又は推薦。
- その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 組織および役員

第1条 本会の組織は、次の通りとする。

- 本会に理事若干名を置き、理事のうち1名を支部長、2名を副支部長、3名を常任理事とし、役員会を構成する。（2023年名称改訂）
- 支部長は、理事の互選により選出後、本会の代表者となり、本会を統括する。
- 支部長は、副支部長及び常任理事候補を指名し、理事会の承認を経て役員会を設置する。
- 常任理事の任期は2年とし、再任を妨げない。
但し、補充もしくは増員により選任された常任理事の任期は、前任者、もしくは現任者の残任期間とする。
- 理事会は、理事をもって構成し、本会の運営を司る。
理事は特に任期を設けず、欠員の生じたときの補充、または増員する場合は理事会の推挙・決定によるものとする。
- 本会賛助会員を置くことができる。
賛助会員は、本会の主旨に賛同して、別に定めた内規による賛助会費を納める法人ならびに個人で、理事会において承認された者とする。
- 北海道支部運営に功績顕著であった個人に、名誉称号を与えることができる。
- 本会に「顧問」職を置くことができる。

第4章 会 議

第1条 理事会は、支部長が召集する。

支部長は、現存する理事の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

理事会の議長は、支部長とする。

第2条 理事会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立する。

但し、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席とみなす。理事会の議事は、本会則の定めがある場合を除き、過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第3条 理事会は、役員を選任、収支決算の承認および事業計画の決定承認その他、運営上重要な事項を決議する。

第4条 理事会は、毎年1回以上、会計年度終了後2か月以内に支部長が召集する。

総会は、毎年1回開催し、支部長がこれを招集する。総会は、支部長が必要と認

めたとき、会員の半数以上の要求が或る時には臨時に開催することができる。

第5条 すべて会議には議事録を作成し、これを保存する。

第5章 入会・退会および休会

第1条 入会についての条件は、次の通りとする。

1. 本会則「第2章 目的」を理解、賛同するもの。
2. 原則としてクラシック音楽に携わり、所定のフォームより必要事項を記載提出の上理事会で承認されたもの。

第2条 退会については、次の通りとする。

1. 退会の場合は、その旨を文書をもって届け出る。
2. 本協会に対して不利益、または信頼をそこねる行為のあった場合。また、会費を著しく滞納した場合。

第3条 休会の場合は、その旨を文書をもって届け出る。

第6章 会費

第1条 本会は、会の運営のために会員から年会費を徴収する。

第2条 会費納入期限は、前年度3月末日とする。

第7章 地区委員会

第1条 設置に関しては次の通りとする。

1. 道内の都市において単独で運営可能な会員数が確保されており、支部と連携して活動が出来る事。
2. 組織について内規を定める事
3. 第1条1項2項の内容について理事会で審査承認された場合に設置する。

第8章 資産

第1条 本会の資産は、支部長が管理する。

第2条 本会の事業遂行に要する費用は、会費、事業にともなう収入、賛助会費、資産より生じる果実、その他の収入をもって充てる。

第3条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後2か月以内に支部長が作成し、事業報告書と共に、理事会の承認を受けなければならない。

本会の収支決算に余剰金があるときは、理事会の議決をもって、その一部もしくは全額を翌年度に繰り入れることができる。

第4条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、3月31日までとする。

第9章 事務局

第1条 1. 事務局はその業務量に応じて、若干名を役員会の依頼により配置する

第2条 事務局の役割を下記の通りとする

1. 日本ショパン協会北海道支部における事務作業全般。
役員会、理事会、総会開催に関わる決議資料の作成、支部行事運営にかかわる資料作成、準備手配全般。
2. 資産および予算管理を支部長の指示のもと代行する。
3. 後援依頼等は事務局で受付し役員会で承認する。